

## 医療費通知(柔道整復療養費)事業計画(案)について

### 1 目的

対象となる被保険者が自ら受診状況を確認し、健康に対する認識を深めていただくことで、効率的かつ効果的な受診につなげ、被保険者の負担軽減に結びつけること。

また、医療費通知は、「厚生労働省行政事業レビューの改革案」(平成22年5月策定)に沿って、全広域連合での実施を目指すものと位置づけられていることと併せ、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術に対する療養費(以下「柔道整復療養費」という。)の支給適正化に係る会計検査院からの指摘(平成22年10月)を踏まえ、特に柔道整復療養費についても、積極的に医療費通知を実施するもの。

### 2 実施開始時期

平成25年度(新規事業)

### 3 事業内容

(1) 通知の発送: 年4回通知(四半期毎)

(2) 通知内容: 柔道整復療養費の施術を受けた被保険者に対し、施術機関名、施術日数、医療費、保険者負担額を記載して通知。

(3) 対象件数: 約3,700件

### 4 概算経費及び財源

事業経費

項目	概算経費	備考
通知作成等	22万円	
郵送料	74万円	
合計	96万円	
財源		
国庫補助金	16万円	1/6(後期高齢者医療制度事業費補助金)
市町村負担金	80万円	5/6

※上記以外に既存の電算処理システムを一部改修(カスタマイズ)する経費として266万円(初年度のみ)

### 5 期待される効果

被保険者が自身の受診状況を医療費通知によって確認することより、効率的かつ効果的な受診を意識する機会となること。ひいては被保険者の負担軽減が図られること。

### 6 目標とする成果の指標

柔道整復療養費に係る年間医療費1件当たり額11,398円を1%(113円)縮減する。(平成23年度柔道整復療養費総額4億8,376万円[42,443件])

### 7 効果額

△483万円(平成23年度の年間柔道整復療養費を基準として、その1%相当分)

参考 全国広域連合の平成24年度医療費通知実施状況

広域連合	通知種別			実施回数	備 考
	医科・歯科・調剤	柔道整復	はり・きゅう・マッサージ		
北海道	▲	▲	▲	年2回	希望者
青森県	○	○	○	年3回	
岩手県	○	○	○	年7回	
宮城県	○	○	○	年4回	
秋田県	▲	▲	▲	年12回	高額療養費支給対象者
山形県	○	○	／	年3回	
福島県	○	○	○	年1回	基本は全受診者、原発避難市町村は検討中
茨城県	▲	▲	▲	年3回	資格喪失者及び受取拒否者を除く
栃木県	○	○	／	年4回	
群馬県	○	○	○	年2回	
埼玉県	▲	▲	▲	年3回	住所地特例者を除く
千葉県	○	○	○	年3回	
東京都	▲	▲	▲	年2回	診療(調剤)報酬等の合計が3千点以上又は、療養費1円以上の月がある者
神奈川県	▲	▲	▲	年2回	通知を希望しない市町村を除く
新潟県	▲	▲	▲	年12回	高額療養費支給対象者及び希望者
富山県	○	○	○	年3回	
石川県	○	○	○	年3回	
福井県	○	○	○	年3回	
山梨県	○	○	○	年3回	
長野県	▲	▲	▲	年3回	高額療養費支給対象者、柔道整復・はり灸・あんま・マッサージのいずれか施術月10回以上
岐阜県	○	○	○	年2回	
静岡県	▲	▲	▲	年2回	通知を希望しない者を除く
愛知県	○	○	○	年3回	
三重県	▲	▲	▲	年1回	資格喪失者を除く
滋賀県	○	○	○	年3回	
京都府	▲	▲	▲	年12回	高額療養費支給対象者
大阪府	○	○	○	年3回	
兵庫県	○	○	／	年2回	
奈良県	○	○	○	年3回	
和歌山県	○	○	○	年3回	
鳥取県	○	○	○	年3回	
島根県	▲	▲	▲	年2回	希望者
岡山県	▲	▲	▲	年2回	死亡者を除く
広島県	○	○	○	年3回	
山口県	○	○	○	年3回	
徳島県	○	○	／	年3回	
香川県	○	○	○	年4回	
愛媛県	○	○	○	年4回	
高知県	○	○	○	年4回	
福岡県	○	○	○	年3回	
佐賀県	○	○	○	年3回	
長崎県	○	○	○	年3回	
熊本県	▲	▲	▲	年4回	死亡者及び通知を希望しない者を除く
大分県	○	○	○	年3回	
宮崎県	▲	▲	▲	年3回	死亡者及び同一病院に入院を継続していた者並びに通知を希望しない者を除く
鹿児島県	○	○	○	年3回	
沖縄県	▲	▲	▲	年3回	死亡者を除く
計	○:全実施	31 団体	31 団体	27 団体	
	▲:部分実施	16 団体	16 団体	16 団体	

※通知種別の斜線は、通知を行っていない。

表中の▲は、被保険者全員に通知していない。対象者は備考を参照